

沖縄県発達障がい者支援センター主催研修 DVD 貸出規程

この規程では、沖縄県発達障がい者支援センター（以下「センター」という）が管理する主催研修 DVD（以下、DVD という）の貸出について必要な事項を定める。

（ 目的 ）

第 1 条 DVD の貸出は、県内の発達障がい児（者）支援に関わる支援者の資質向上に資することを目的とする。

（ 貸出利用団体の範囲 ）

第 2 条 DVD の貸出を受ける団体（以下「貸出利用団体」という）は次の各号の全てに該当する団体とする。

- （1）沖縄県内に在籍している団体
- （2）現在、発達障がい児（者）支援に携わっている、もしくは今後その予定のある団体
- （3）その他、センターが特に認めた団体

（ 貸出方法 ）

第 3 条 貸出利用団体は、所定の借用申請書ならびに同意書に必要事項を記入の上、センターに提出すること。センターは貸出利用団体に対して、借用申請書の記載事項を確認するために運転免許証等の必要な証明書の提出を求めることができるものとする。

DVD は、センターで直接借り入れるほか、宅配便（郵便小包を含む。以下同じ）を利用して貸出を受けることができるものとする。ただし、DVD の一部に、上映時センター職員の立ち会いを要する場合は、貸出の可否やその方法についてセンターの指示に従う。

（ 貸出期間 ）

第 4 条 DVD の貸出期間は貸出日（宅配便での貸出の場合は宅配便で発送した日）から起算して 2 週間を越えない期間とする。

（ 返却方法 ）

第 5 条 借り受けた DVD は貸出期間内にセンターに直接または宅配便を利用して返却するものとする。ただし、宅配便の送料は貸出利用団体の負担とする。

(貸出利用料金)

第 6 条 貸出は無料とする。ただし、宅配便を利用する場合の送料は貸出利用団体の負担とする。

(貸出数量)

第 7 条 DVD の貸出数量は、1 回の上映につき原則 1 巻までとする。

(複製・転貸等の禁止)

第 8 条 DVD の複製および第三者への転貸、上映時の録画、録音を禁止する。

(弁償の義務)

第 9 条 貸出利用団体は、紛失または破損もしくは第三者への譲渡等によって借り受けた DVD をセンターに返却できない場合、または価値を著しく損なうことになった場合は、協議のうえ相応の弁償をしなければならない。

(利用の停止)

第 10 条 センターは、貸出利用団体が次の項目に該当する行為をした場合は、以降の DVD の貸出を断ることができるものとする。

- (1) DVD を第三者に譲渡したとき
- (2) DVD を第三者に転貸したとき
- (3) 貸出利用団体に該当しなくなったとき
- (4) この貸出規程を遵守しなかったとき
- (5) DVD を複製したとき
- (6) 遅延返却を繰り返し行ったとき
- (7) 営利行為を目的として DVD を使用したとき

(付則)

この規程は、平成 24 年 5 月 23 日から適用する。